

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況(平成30年度)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第15条第6項の規定に基づく実施状況の公表については、以下のとおりです。

■女性職員の活躍の推進に向けた数値目標の状況

目標1

男性職員の子の看護休暇取得率を50%以上にすることを目指します。

平成30年度 子の看護休暇取得状況

区分	取得率
男性	27.0 %
女性	75.1
計	36.6

目標2

年次有給休暇の取得率(当該年度付与日数20日に対する取得率)を70%以上にすることを目指します。

平成30年度 年次有給休暇取得状況

区分	取得率
男性	74.4 %
女性	66.9
計	73.6